平成２４年（フ）第７４２号
札幌市手稲区新発寒６条２丁目４番25号
債務者　清野利恵子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５６号
札幌市北区新琴似６条16丁目４番12―501号
債務者　高坂　奈史
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５７号
札幌市北区新琴似６条16丁目４番12―501号
債務者　高坂　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１１号
札幌市白石区平和通４丁目北１番25号　朝日マンションＡ―Ｂ号
債務者　小野寺一善
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６７号
札幌市手稲区前田13条10丁目12番１号
債務者　菅原　里美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６９号
札幌市豊平区西岡３条１丁目５番１―206号
債務者　品田　五月
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目２番15号
債務者　佐藤　光江
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１９６号
神奈川県平塚市浅間町３―16―704、住民票上の住所東京都八王子市石川町2099番地６
債務者　村上　　猛
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１号
新潟県燕市東太田6080番地４
債務者　田中　榮子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１１４号
静岡県駿東郡小山町一色355番地の７
債務者　野平伸一郎
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
静岡県伊東市南町１丁目１番24号　長月荘２Ｆ２号
債務者　鈴木　弘三
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
堺市東区白鷺町３―４―７　グレイス白鷺203、住民票上の住所大阪府和泉市室堂町790番地の60
債務者　小倉　隆志
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
堺市中区八田北町10番地31　18棟309号、前住所堺市中区土師町３丁１番５号
債務者　蔦村みどり
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
堺市南区新檜尾台３丁１番５―401号
債務者　皿良　淳一
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
堺市東区西野９番地６　ウォールストリートⅡ302号
債務者　坂井　由美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
大阪府松原市天美北３―２　６号棟506号室、住民票上の住所大阪市平野区喜連２丁目５番８号　光ハイツ102号室
債務者　岡留　秀夫
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
大阪府松原市北新町５丁目138番地の４―103号
債務者　窪田多美子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係